



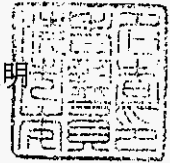
海老名市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、市長より監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和3年11月5日

海老名市監査委員

雨宮 徳明



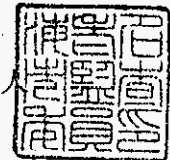
海老名市監査委員

清水



海老名市監査委員

森下 賢人



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 財務部 市民税課
- 2 監査の実施日 令和3年9月27日
- 3 監査結果の公表日 令和3年10月8日(海老名市監査委員告示第8号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
<p>支出事務について、外形的に正当な理由のない請求書の分割払いと見受けられる支出がされていた。</p> <p>[伝票①] 件名:原動機付自転車標識 (納品日・請求日)令和2年10月21日 支出額 33,000円</p> <p>[伝票②] 原動機付自転車等ご当地ナンバープレート (納品日・請求日)令和2年10月21日 支出額 99,000円</p>	<p>今後は、今回のような事例が発生することがないように、財務(契約)事務を確認し適正な予算執行に努めるとともに、担当者だけでなく、係内で確認することでチェック体制の強化を図ります。</p> <p>また、所属職員の財務(契約)事務に係る再確認及び理解を深めるために、庁内研修の再受講等を行うことなどにより再発防止に努めてまいります。</p>